

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市医療局病院経営本部委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、本実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性等
- (3) 提案内容の妥当性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案者の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、評価委員全員による決選投票により特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 本事業に係るプロポーザルの評価を行うため、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 評価委員会について次のとおり定め、委員長及び副委員長を置く。

名 称	横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託 プロポーザル評価委員会
所掌事務	横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託 に係るプロポーザルの評価に関すること
委員長	脳卒中・神経脊椎センター脳神経外科部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター管理部長
委員	脳卒中・神経脊椎センター看護部長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
委員	脳卒中・神経脊椎センター医事課課長代理
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課経営企画係長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、4人以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は、評価結果を脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは次の事項について審査する。

- （1）評価委員の採点が適正に行われたこと。
- （2）評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- （3）評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- （4）特定、非特定結果通知書に記載する理由
- （5）その他必要な事項

附則

この実施要領は、令和8年5月1日から施行する。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託 提案書作成要領

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり。

3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
平成8年5月18日(月)	公募開始	
令和8年5月28日(木)まで	「参加意向申出書」等提出期限	電子メール(PDFファイル)
令和8年6月4日(木)	「参加資格確認結果通知書」送付	電子メール(PDFファイル)
令和8年6月12日(金)17時まで	「質問書」提出期限	電子メール(PDFファイル)
令和8年6月19日(金)	「質問回答書」期限	電子メール(PDFファイル) ※質問なしの場合送信なし
令和8年6月26日(金)まで	「提案書」提出期限	電子メール(PDFファイル)
令和8年7月9日(木)午前 (予定)	横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託プロポーザル評価委員会(ヒアリング)	/
令和8年7月29日(水)(予定)	脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会付議(受託候補者の特定)	/
令和8年7月31日(金)(予定)	「結果通知書」送付	郵送

4 参加資格要件

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市一般競争有資格者名簿(物品・委託等)において「109 印刷物企画デザイン」、「320 各種調査企画」のうち「B コンサルティング(建設コンサル等を除く)」及び「345 事務・業務の委託」のうち「B 研修」が登録された者であること。
ただし、「参加意向申出書(様式1)」を提出した時点で本条件について申請中であり、受託候補者を決定する期日までに登録の完了が見込まれる場合を除く。
- (3) 「参加意向申出書(様式1)」の提出期限から受託候補者の特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。

- (4) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間において、従業員500人以上の民間企業等の法人又は公的機関を契約の相手方とする同種又は類似業務の実績を有するものであること。

5 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加する意向のある事業者は、下記の書類を提出してください。

- (1) 提出期限：令和8年5月28日（木）まで

- (2) 提出方法：電子メール

- (3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 委託業務経歴書（様式2） 1部

ウ 入札参加資格審査申請書の写し 1部

（ウについては令和7・8年度横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていない者に限ります。）

- (4) 参加資格確認結果の通知

「参加意向申出書（様式1）」を提出した全ての事業者に、「参加資格確認結果通知書（様式3）」を電子メールにより通知します。

ア 通知日：令和8年6月4日（木）

イ その他

（ア）参加資格を満たす者には、「プロポーザル関係書類提出要請書（様式4）」を併せて電子メールにより通知します。

（イ）参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算日として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く5日後の17時までに「参加意向申出書（様式1）」提出先あてに提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算日として休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

6 質問について

本作成要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書（様式5）」を提出してください。質問内容及び回答については、参加資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に対し、「質問回答書（様式6）」にて通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

- (2) 提出方法 電子メール（送信形式はテキスト形式とし、質問書をWord形式で添付してください。）

- (3) 回答送付日 令和8年6月19日（金）まで

- (4) 回答方法 電子メール（質問なしの場合、送信はありません。）

7 提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年6月26日(金)

(2) 提出方法 電子メール

(3) 提出書類

ア 提案書(様式7)

イ 会社の概要が分かるもの(パンフレット等)(任意様式)

ウ 参考見積額を記載した入札(見積)書(様式8)

エ 企画書(任意様式)

《企画書の必須記載事項》

(ア) 業務実施方針

業務目標・業務実施方針や業務スケジュール、業務進捗管理方法等について記載してください。

(イ) 業務実施体制

各種調整や準備等に必要な工程を踏まえた確実な運営を可能とするために配置される者(うち1名を現場責任者とします。)及び責任体制、事故等の緊急時の対応等、安全管理体制について記載してください。

(ウ) 配置予定者(現場責任者)の業務実績等

業務実施体制に記載した配置予定者について、本業務に資すると考えられる業務実績及び成果を記入するとともに、実績等を確認できるように契約書(業務件名及び契約実態が確認できる部分のみで可)及び仕様書(業務内容が確認できる部分のみで可)等の写しを添付してください。なお、契約書及び仕様書等以外とは別に業務実績に関する資料を添付することも可とします。

(エ) 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する認証制度(IS027001(ISMS認証)、プライバシーマーク等)の認証取得状況及び本業務を遂行する過程で知り得た病院の情報(公表されているものを除く)を保護するための取組のほか、緊急時の対応(個人情報等の情報漏えい時の迅速対応等)等について記載してください。

(オ) 委託業務経歴の詳細

「委託業務経歴(様式2)」に記載した実績について、契約(従業員500人以上の法人又は公的機関を契約の相手方とする契約が対象)の規模、対象業種、実施体制、取組内容及び成果等を記載してください。このうち、対象業種については、令和5年7月に総務省が告示している「日本標準産業分類」の分類項目表に沿って記載してください。

また、特に国又は地方公共団体や医療機関との契約実績がある場合は、これらの実績等を明示してください。

(カ) 業務に関する具体的な提案

「業務説明資料」等に基づき、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター(以下「病院」とします。)に対する具体的な業務支援の内容を、実現可能性を踏まえて提案してください。

オ 企業としての取組確認票(様式9)

《企画書の作成に係る注意事項》

- ・ 企画書はPDFファイルで原則A4版となるよう作成し、作成後は他の者が編集できないようにしてください。
- ・ 企画内容は、考え方を文書、イメージ図、イラスト等を使用し分かり易く簡潔に記載してください。
- ・ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲

で記述してください。また、各頁には頁番号（通し番号）を記載してください。

- ・ 表紙となる「提案書（様式7）」を除き、社名等（代表者氏名、社員氏名、企業ロゴ等を含む）提案者を特定できる情報は一切表記しないでください。
- ・ 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。また、提出後に必ず提出先に電話で連絡してください。

（4）その他

- ア 契約金額の上限は14,000,000円（消費税及び地方消費税含む）とします。
- イ 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- ウ 所定の様式等以外の書類については受理しません。
- エ 提案書提出後、病院事業管理者の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ 提出された書類は返却しません。
- カ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- キ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認めません。

8 辞退について

「参加意向申出書（様式1）」提出後、又は「参加資格確認結果通知書（様式3）」の受領後に辞退する場合は、「入札辞退届（様式10）」を電子メールにて提出してください。

9 5～8の提出先

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室

E-mail : by-no-renkei@city.yokohama.lg.jp

電話番号 : 045-753-2500 / FAX 番号 : 045-753-2894

10 プロポーザルに関するヒアリング

- （1）実施日時 令和8年7月9日（木）午前（予定）、1者あたり60分以内（説明前の機材等準備及び説明後の質疑応答含む）
- （2）実施場所 〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター2階会議室（予定）
- （3）実施方法
ヒアリング時は提案書を使用し、口頭で説明を行うこととします。その際、会場に設置するディスプレイにて動画を表示して説明に補足することはできますが、提案書に記載のない内容については認めません。また、資料の変更・追加は認めません。
- （4）機材等
ノートパソコンの持込みを可とします。会場に設置されている大型ディスプレイ（85V型、インターフェース：HDMI端子）は使用可としますが、その他の機材は使用不可とします。
- （5）出席者 3名以下で必要最小限としてください。
- （6）その他 時間・場所等の詳細については、別途通知します。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

(1) プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること

名 称	脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会
委 員 長	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター医事課課長代理
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課庶務係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課経営企画係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課施設係長
	その他委員長が必要と認める者

(2) プロポーザルの評価に関すること

名 称	横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディング伴走支援業務委託プロポーザル評価委員会
委 員 長	脳卒中・神経脊椎センター脳神経外科部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター管理部長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター看護部長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター医事課課長代理
委 員	脳卒中・神経脊椎センター総務課経営企画係長

12 評価基準について

別紙「提案書評価基準」のとおり

13 結果の通知

提案書を提出した全ての事業者へ、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書（様式11）」を書面により通知します。

(1) 通知日 令和8年7月下旬（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く5日後の17時までに「参加意向申出書（様式1）」提出先まで提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算として休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

14 その他

(1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い

ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの事業者特定のために使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはありません。

イ 提案書及びその他の提出書類を公開する必要がある場合、提案者と協議を行うことがあります。

ウ 提案書及びその他の提出書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲について複

製を作成することがあります。

(2) プロポーザル手続における注意事項

- ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- エ 病院は、後日、受託候補者として特定された者と本作成要領、業務説明資料及び特定されたプロポーザル等に基づき、病院が決定した予定価格の範囲内で委託契約を締結します。なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- オ 「参加意向申出書（様式1）」の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に、前述の「4 参加資格要件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、その者が受託候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行います。

(3) プロポーザルを無効とする場合

- ア 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限が本要領に適合しないとき
- イ 提案の内容が提案書の各作成様式及び留意事項に示された条件に適合しないとき
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- オ 提案内容に許容された表現方法以外の表現方法が用いられているとき
- カ 参加意向申出書及び提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき
- キ 提案者がヒアリングに出席しなかったとき

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 本プロポーザルは、令和7・8年度横浜市一般競争有資格者名簿（物品・委託等）に登録が認められることを受託候補者の特定条件とする案件とします。当該有資格者として認定されるまでの間、受託候補者の特定候補者となり、認定されない場合は、受託候補者として特定されません。

(7) 本プロポーザルに係る契約は、プロポーザル評価の結果通知後に契約書を締結することによって確定するものとします。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託 業務説明資料

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

当院においては、少子高齢化の進展に伴う人口減少、医療技術の進歩、及び医療提供の場の多様化等により医療ニーズが複雑化するなかであっても、市立病院として病院を利用される市民の皆様が、質の高い医療サービスを安心して安全に受けることが出来るよう取り組む必要があります。

そこで、当院の理念や役割、他院にない強みなどを言語化し、全職員で理解・共有することにより、「専門家の集団」から「使命や目的をもった強い組織」へと変わっていくことを目指し、ブランディングプロジェクトを立ち上げることにしました。本プロジェクトを通じて、病院としての存在意義や強みを明確することで、院内の職員一人一人が誇りと愛着を持って活躍し続ける職場環境の実現や、市民や医療機関への情報発信を踏まえた地域医療への一層の貢献につなげていく予定です。

プロジェクトをより効率的かつ効果的に進めるため、職員に向けた啓発研修やワークショップの運営、広報やプロモーション計画の策定及び広報物のデザイン等に関して、専門的な知見・スキルを持つ民間事業者に伴走支援を求めます。

4 業務の内容

受託者は、病院が提供する契約書・仕様書等（以下「契約関係書類」という。）に基づき、専門的知識・スキルを最大限活用しながら次の業務を行うこととします。

(1) ブランディング計画の策定

管理職を中心とした関係者へのヒアリングを行い、今後の方針や計画を策定し、プロジェクトの推進するための体制を構築します。

(2) 現状の調査及び院内向け啓発研修の実施

各部門へのヒアリングを実施し、現状の把握を行うとともに、ブランディングプロジェクトの意義や目的、今後の取組について職員への啓発を目的とした研修を実施します。

(3) ワークショップの実施

多職種かつ幅広い年齢層の職員が参加するワークショップを複数回実施し、当院の強みや存在意義など当院が持つ価値について多様な意見を集約します。

(4) 院内の意見の集約、整理、ブランドビジョンの策定

ワークショップを通じて得られた意見を集約し、当院の価値を明確化し、院内外に訴求するためのビジョンを策定します。

(5) プロモーション計画の策定及びブランドビジョンを踏まえた広報物の作成

(4)を踏まえて、院内・院外に共有し、発信していくためのプロモーション計画を策定

するとともに、ブランドロゴ（カラー、書体含む）やキャッチコピーの作成、PR 冊子等の広報物を作成します。

(6) ブランドビジョンを踏まえたホームページデザイン

現在、横浜市ホームページ内で運用している当院ホームページについて、ブランドビジョンに沿ったホームページを外部サイトに構築することを目的とした、デザイン及び委託用仕様書を作成します。

(7) 業務実施報告書の作成

委託期間終了時に業務取組状況及びこれに対する評価等に関する「業務実施報告書」を作成し、地域連携総合相談室に提出します。

(8) その他、ブランディングプロジェクトの推進に必要と認める業務

(1)～(7)に掲げる各業務以外でブランディングプロジェクトの推進に必要と認める業務がある場合には、地域連携総合相談室と協議・協力してこれを行います。

5 成果物

(1) 現状調査の報告書（分析結果含む）

(2) ブランドビジョン及びそれに付随するロゴ、キャッチコピー等

(3) 広報プロモーション計画書

(4) 外部 Web サイト構築に向けた仕様書及び参考見積書

(5) 業務実施報告書

(6) その他、本業務に関して病院が必要と認めるもの

なお、様式・具体的な提出期限等は、病院と協議の上、決定する。

6 支払方式

請求書による後払い

7 契約金額の上限額

金 14,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

8 その他留意事項

(1) 受託者は、委託契約期間中の本業務の内容及び経過全般を把握する担当者を置き、プロポーザルの内容に関わらず病院と連絡調整又は協議を行った上で、本業務を誠実に遂行することとする。

(2) 受託者は、資料等を作成する際には、必ず病院の確認を受けることとする。

(3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(4) 受託者は、本業務によって知り得た病院の情報（対外的に公表しているものを除き、病院が機密情報として取り扱う全ての情報）や患者等の病院利用者及び病院職員の個人情報については、関係法令や横浜市の条例、病院の個人情報保護基本方針等に規定されることとしたがって厳正に保持あるいは保護しなければならない。この取扱いについては、委託契約期間満了後においても同様とする。

(5) 本業務を履行するに際し、受託者が使用するパソコン等の業務用端末については、受託者

が用意することとする。

- (6) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則その他本市が示す関連規程等を遵守すること。
- (8) 「5 成果物」における本業務の成果物は、病院に帰属するものとする。
- (9) 「6 支払方式」における委託料の算出にあたり、消費税及び地方消費税の計算に1円未満の端数が生じる場合については、これを切り捨てる。
- (10) 受託者は、本業務説明資料に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、病院と協議の上で決定することとする。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項について

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託」の受託候補者の特定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターブランディングプロジェクト伴走支援業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施した上で、評価が最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価方法について

- (1) 評価委員は、提案書の内容及びヒアリングの内容を踏まえ、「表 プロポーザル評価表」に沿って評価し、評価点を与えます。評価委員会の委員（以下「委員」という。）1人あたりの評価点の満点は500点とします。
- (2) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「表 プロポーザル評価表」とおりです。
- (3) 全ての評価は絶対評価により行います。
- (4) 委員の持ち点合計の55%を基準点とします（委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は3,000点、基準点は1,650点）。基準点に達しない場合は不適格とします。
- (5) 委員が評価委員を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、合計点が最も高い提案書を作成した者を受託候補者として特定し、当該受託候補者との契約について、脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、評価項目のうち、特に「4 提案内容」の評価点合計が最も高い者を受託候補者として特定します。
- (3) (2)における「4 提案内容」の評価点合計にて優劣が決しない場合は、「2 業務実施体制」の評価点合計が最も高い者を受託候補者として特定します。
- (4) (3)における「2 業務実施体制」の評価点合計にてもなお優劣が決しない場合は、委員の投票により当該同点者の順位を決定し、最も順位が高い者を受託候補者として特定します。なお、委員の投票結果によっても優劣が決しない場合は、委員長の判断により受託候補者を特定します。

表 プロポーザル評価表

評価項目	評価の主な着目点	評価	採点	
			比率	配点
1 業務実施方針			60点	
(1) 業務目標・業務実施方針	業務の目的を理解しているか。	5 . 1	×6	30点
(2) 業務スケジュール	業務の実施に際し、適切で無理のないスケジュールが組まれているか。	5 . 1	×6	30点
2 業務実施体制			150点	
(1) 業務実施体制	各種調整や準備等に必要な工程を適切に理解しており、責任が明確で、確実な運営が期待できるか。	5 . 3 . 1	×6	30点
(2) 配置予定者（現場責任者）	配置予定者（うち1名の現場責任者）について、本業務を遂行する十分な資格、業務実績等を有しているか。	5 . 3 . 1	×6	30点
(3) 病院との情報共有・コミュニケーションの手段	業務を円滑に進めるために必要となる病院との情報共有・コミュニケーションの手段について明確に示されているか。	5 . 3 . 1	×6	30点
(4) 安全管理体制	緊急時の対応（災害発生時における情報受伝達手段の確保、個人情報等の情報漏えい時の迅速対応等）が明確に示されているか。	5 . 3 . 1	×6	30点
(5) 情報セキュリティ、個人情報の取扱い	情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する認証制度（ISO27001、プライバシーマーク等）の認証を取得しており、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いが法令及び本市の条例等を遵守しているか。	5 . 3 . 1	×6	30点
3 業務実績			60点	
(1) 同種・類似の業務実績の件数	令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間に従業員500人以上の法人又は公的機関を契約の相手方とする同種又は類似する業務（履行中の案件を含む）の実績があるか。	5 . 4 . 3 . 2 . 1	×6	30点
(2) 同種・類似の業務実績における業種の多様性	3(1)で示された業務実績のうち、医療を除く複数の業種（令和5年7月総務省告示「日本標準産業分類」の分類項目表参照）があるか。	5 . 4 . 3 . 2 . 1	×6	30点
4 提案内容			220点	
(1) 病院の現状に対する理解	市立病院であること、当院の理念や基本方針、現在の診療体制等を正しく理解した上での提案となっているか。	5 . 3 . 1	×6	30点
(2) インナーブランディングの実現可能性	職員に向けた研修やワークショップの実施について、具体的な提案となっているか。	5 . 3 . 1	×10	50点
(3) 院内での実施体制	ブランドビジョン策定までの過程で多様性のある意見を集約できる提案となっているか。（多職種、多様な年齢層の巻き込みなど）	5 . 3 . 1	×6	30点
(4) アウターブランディングの実現可能性	市民や医療機関向けの広報戦略について、具体的な提案となっているか。	5 . 3 . 1	×10	50点
(5) 発信ツールの実現可能性	ブランドビジョンを対外的に発信していくためのツールが具体的であるか。（ロゴやキャッチコピー、コンセプトブック等の具体例が明示されているか）	5 . 3 . 1	×6	30点
(7) 独自性・独創性・革新性	4(1)～(5)のほか、提案者の強みなどを活かした独自・独創的・革新的な提案がある	5 . 3 . 1	×6	30点
ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組			1つ該当するごとに1点を加算	
			採点	比率
			比率	配点

評価項目	評価の主な着目点	評価	採点	
			比率	配点
5 ワークライフバランスに関する取組			5点	
(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク）の取得	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
(5) よこはまグッドバランス賞の認定	該当する ・ 該当しない	×1	1点	
6 障害者雇用に関する取組			2点	
(1) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成（従業員43.5人以上の場合）又は障害者を1人以上雇用（従業員43.5人未満）	該当する ・ 該当しない	×2	2点	
7 健康経営に関する取組			3点	
(1) 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	該当する ・ 該当しない	×3	3点	
合 計			500点	